

厚木市複合施設基本設計等業務委託

基本設計業務委託特記仕様書

【案】

令和3年2月

厚木市

I 業務概要

1 業務名称

厚木市複合施設基本設計業務委託（以下「基本設計業務」という。）

2 業務の目的

厚木市複合施設に係る基本設計業務を行う。

3 敷地の場所

神奈川県厚木市中町一丁目717番地1ほか

4 履行期間

契約日の翌日から令和4年9月30日（金）までとする。

中間報告：建物の配置、高さ、形状、外観等の案を作成した段階で計画案及び概算結果を報告する。（中間報告の時期は令和4年1月～3月を予定。詳細については、受注者との協議による。別紙1「設計スケジュール（案）」参照）

5 施設用途

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は、次のとおりとする。

(1) 施設名

厚木市複合施設

(2) 施設用途

市庁舎、消防本部、国県の行政機関、図書館、未来館等（建築物の類型：平成31年国土交通省告示第九十八号及び別添二第四号第2類及び第十二号第2類）

6 設計と条件

(1) 敷地の条件

ア 敷地の面積

約13,900㎡（開発許可区域：約16,000㎡）

イ 指定区域

市街化区域

ウ 用途地域

商業地域

エ 建蔽率／容積率

80％／400％

※ 現行基準容積率の緩和については、建築基準法（昭和25年法律第201号）第59条の2の総合設計制度の適用を基本とする。

オ 防火地域

防火地域

カ その他

駐車場整備地区、高度利用地区（一部）、都市再生緊急整備地域

(2) 施設の条件

ア 施設の延べ面積

約48,700㎡（想定）

※主要諸室の面積については、II 2. (6)ア(ク)「複合施設面積表（案）」を参照

イ 主要構造及び階数

主要構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨造等

構造形式：免震

耐震性、維持費、建設コストを考慮して決定

階数：未定

ウ 耐震安全性の分類

耐震安全性の分類は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年 3 月 29 日）により、次のとおりとする。

(ア) 構造体 I 類

(イ) 建築非構造部材 A 類

(ウ) 建築設備 甲類

エ 意匠

設計詳細協議の上決定

オ 設備

電気、給排水、空調・換気、ガス、防犯防災対策、通信・情報設備、その他

(3) 建設の条件

ア 予定工事費

224 億円（税込、共通費込）

（外構及び特殊内装等の工事費用並びに駐車台数 320 台分の工事費用については、施設計画、費用等を勘案し、決定する。）

イ 建設着手 令和 6 年度（予定）

(4) その他の設計条件

ア 「厚木市複合施設等整備基本計画」等の当該施設に関する基本原則を遵守するとともに全体の機能が整合する計画とすること。

イ 保健福祉センターと渡り廊下等で接続し、「一の建築物」として整備すること。（現行基準容積率の緩和については、建築基準法第 59 条の 2 の総合設計制度の適用を基本とし、「一の建築物」とするが、必要な整備条件を満足する設計手法が他にあれば、これに限らない。）

ウ 複合施設の変電設備等から厚木市保健福祉センターへの供給を前提としたエネルギー計画とすること。

エ 厚木市保健福祉センター地下駐車場との接続、地下電気室の移動後の利用計画等複合施設と厚木市保健福祉センターとの機能連携に配慮した計画とし、それに伴い発生する厚木市保健福祉センターの既存不適合項目の整備、内部レイアウト変更を行うこと。

オ 複合施設敷地内に、原則、450 台の駐車スペースを確保すること。

（立体駐車場形式等により複合施設敷地内の他の場所に駐車スペースを確保する場合であっても、複合施設の地下に概ね 130 台の駐車スペースを確保する計画とすること。）

カ 車両動線については、複合施設敷地北側からの出入りを主動線とし、副動線として南側からの出入りも確保すること。

キ 本厚木駅、本厚木駅前東口地下道からの歩行者動線に配慮した施設計画とすること。

ク 厚木バスセンター、中町立体駐車場等の周辺施設との関係性に配慮した施設計画とすること。

ケ 複合施設敷地内に現状と同等程度の大型バス発着場の機能確保をすること。

コ 工事期間中、中町大型バス発着場の仮移転が必要となる場合は、必要な仮施設の整備を踏まえた計画とすること。

サ 厚木市住みよいまちづくり条例（平成 15 年厚木市条例第 6 号）に準じた施設整備を行うこと。

II 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「厚木市建築設計業務委託共通仕様書」による。

1 設計業務の内容及び範囲

(1) 複合施設

ア 一般業務の範囲（平成31年国土交通省告示第九十八号の標準業務）

(ア) 基本設計

建築(総合)基本設計に関する標準業務（外構整備計画を含む。）

建築(構造)基本設計に関する標準業務

電気設備基本設計に関する標準業務

給排水衛生設備基本設計に関する標準業務

空気調和・換気設備基本設計に関する標準業務

昇降機等設備基本設計に関する標準業務

次の業務内容のうち、委託欄に「○」が記載された業務は、委託する業務とする。

項目		委託
(1) 設計条件等の整理	(i) 条件の整理	○
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	○
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	○
	(ii) 計画通知に係る関係機関との打合せ	○
(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		○
(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	○
	(ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	○
(5) 基本設計図書の作成		○
(6) 概算工事費の検討		○
(7) 基本設計内容の建築主へ説明等		○

イ 追加業務の内容及び範囲

(イ) 積算業務（予定価格作成に必要な範囲）

建築積算

（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成等）

電気設備積算

（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成等）

給排水衛生設備積算

（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成等）

空気調和・換気設備積算

（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成等）

昇降機等設備積算

（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成等）

(イ) 一団地認定取消しに係る予備設計業務

(イ) 開発許可に係る設計業務及び許可取得業務（北、南、東南側道路整備及び区域内道路整備計画業務、並びに下水道本管移設設計業務を含む。）

(イ) 総合設計制度の事前検討業務

- (オ) 概略工程表の作成業務（概略工程表作成に必要な工事ステップ検討を含む。）
- (カ) 敷地内の駐車場配置計画検討業務（配置計画の検討後、立体駐車場を計画する事となった場合、基本設計図書作成を行う。）
- (キ) Z E B 導入検討業務
- (ク) C A S B E E かながわ導入検討業務
- (ケ) S D G s 導入検討業務
- (コ) ライフサイクル評価手法を用いた L C C、L C C O 2 等の算出、評価、検討業務
- (カ) 電波障害机上検討業務
- (シ) 総合窓口、庁内執務室レイアウト計画・什器計画業務（基本レイアウト作成、購入什器の提案・検討、各担当者との打合せ、与件整理含む。）
- (ス) D B 事業者選定準備支援業務（要求水準書作成支援）
 - ※ 要求水準書作成支援とは、設計上の要件等の特記する資料作成業務（発注図書、その他発注図書以外に設計上の要件を補足する資料等）のことを指す。
- (セ) A、B、C 工事区分表の作成業務（国・県の行政機関、図書館、（仮称）未来館、連携機能、カフェ、食堂、ATM、金融機関出張所、コンビニエンスストア売店等）
- (ソ) 市民参加型ワークショップ支援業務
- (タ) V R 作成業務（低層部内部（3案程度）、高層部外観、低層部イベント利用時イメージ、外構（2案程度）、中町北停車場線、議場内観の作成及びアニメーションの設定、データの書出し（2分程度））
- (チ) 各棟との接続検討
- (ツ) その他整備に必要と考えられる全ての業務

2 業務の実施

(1) 一般事項

- ア 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- イ 積算業務は、監督員の承諾を受けた設計図書及び適用基準に基づき行う。
- ウ 受注者は、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで業務を実施すること。

(2) 特記事項

- ア 複合施設建設工事の事業手法として、（仮称）実施設計分割型 D B 方式（基本設計完了後に実施設計を「建築総合」と「構造・設備」の二つに分け、基本設計を担当した者が「建築総合」部分を担い、「構造・設備」と施工は D B 方式で新たに発注する方式）を採用する。本業務の受注者（協力会社を含む。）は、今後発注予定である本施設の（仮称）実施設計分割型 D B 方式の入札等に参加し、又は当該業務を受注することはできない。また、本業務の受注者と事業者との間に資本的関係（※1）が認められる場合は、当該事業者は（仮称）実施設計分割型 D B 方式の入札に参加することはできない。

※1 一方が他方に出資していること若しくは一方の代表取締役が他方の取締役を兼ねていること。

- イ 上記発注方式のため、基本設計段階での概算金額をもとに工事の予定価格を設定する必要があることから、見積り条件に乖離が生じないように対応できる設計図書を整備すること。
- ウ 本整備事業は複合施設建設のため、関係機関が多岐に渡ることから、各関係機関と打合せを行い、具体的な設計と件を整理し、全体最適化を図りながら、設計と件及び基本設計をまとめること。（別紙2 「基本設計段階体制表（案）」を参照）
- エ 設計検討案については、複数案提示し、それぞれメリット、デメリットを比較検討の上、発注者に説明をしながら設計を進めること。

オ 本市が別途主催する運営計画に関する会議体に対して、建築の立場から必要な情報を提供すること。

カ その他関連する別途発注の業務について、適切に当該設計業務に反映すること。

キ 庁内協議等の実施に当たり、必要な協力を行うこと。

(3) 適用基準等

本業務は、国土交通省又は本市が制定する次に掲げる技術基準等の最新版を適用する。受注者は、業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。当該基準等は、同省ホームページ「官庁営繕の技術基準」に掲載されている。

※ URL

国土交通省HP http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_index.html

基準等	
ア. 共通	
<input type="checkbox"/>	官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
<input type="checkbox"/>	官庁施設の総合耐震診断・改修基準
<input type="checkbox"/>	官庁施設の基本的性能基準
<input type="checkbox"/>	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
<input type="checkbox"/>	官庁施設の環境保全性基準
<input type="checkbox"/>	官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
<input type="checkbox"/>	官庁施設の防犯に関する基準
<input type="checkbox"/>	公共建築工事積算基準
<input type="checkbox"/>	建築物解体工事共通仕様書
<input type="checkbox"/>	厚木市公共建築工事共通費積算基準
<input type="checkbox"/>	官庁施設の企画書及び設計説明書作成要領
<input type="checkbox"/>	建築設計基準の資料
イ. 建築	
<input type="checkbox"/>	建築設計基準
<input type="checkbox"/>	建築設計基準の資料
<input type="checkbox"/>	建築構造設計基準
<input type="checkbox"/>	建築構造設計基準の資料
<input type="checkbox"/>	構内舗装・排水設計基準
<input type="checkbox"/>	構内舗装・排水設計基準の資料
<input type="checkbox"/>	建築工事標準詳細図
<input type="checkbox"/>	木造計画・設計基準
<input type="checkbox"/>	木造計画・設計基準の資料
<input type="checkbox"/>	公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
<input type="checkbox"/>	公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
<input type="checkbox"/>	公共建築木造工事標準仕様書
<input type="checkbox"/>	建築工事設計図書作成基準
ウ. 建築積算	
<input type="checkbox"/>	公共建築工事標準単価積算基準
<input type="checkbox"/>	公共建築数量積算基準
<input type="checkbox"/>	公共建築工事共通費積算基準
<input type="checkbox"/>	公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
エ. 設備	
<input type="checkbox"/>	建築設備計画基準
<input type="checkbox"/>	建築設備設計基準
<input type="checkbox"/>	雨水利用・排水再利用設備計画基準

<input type="checkbox"/>	官庁施設におけるクールビズ/ウォームビス空調システム導入ガイドライン
<input type="checkbox"/>	公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
<input type="checkbox"/>	公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
<input type="checkbox"/>	公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
<input type="checkbox"/>	公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
<input type="checkbox"/>	公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
<input type="checkbox"/>	公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
<input type="checkbox"/>	建築設備工事設計図書作成基準
<input type="checkbox"/>	建築設備耐震設計・施工指針
<input type="checkbox"/>	建築設備設計計算書作成の手引
オ. 設備積算	
<input type="checkbox"/>	公共建築設備数量積算基準
<input type="checkbox"/>	公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
<input type="checkbox"/>	公共建築工事見積標準書式（設備工事編）

上記以外の基準を用いる場合は、原則、国土交通大臣（旧建設大臣）官房官庁が制定又は監修したものをを用いること。

(4) 業務計画書の提出

ア 受注者は、契約締結後速やかに業務計画書を作成の上、発注者に提出し、承認を得ること。

イ 業務計画書には、次の事項を記載すること。

(ア) 業務概要

(イ) 業務実施方針

(ウ) 業務工程

(エ) 業務実施体制及び組織計画

（管理技術者、担当技術者名簿及び経歴、業務分担表を含む。また、協力会社がある場合は、協力会社の概要、担当技術者名簿及び経歴、業務分担表を含む。）

(オ) 業務フローチャート

(カ) 打合せ計画

(キ) 連絡体制

(ク) その他発注者が必要とする事項

ウ 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にした上で、その都度速やかに発注者に変更業務計画書を提出し、承認を得ること。

エ 発注者が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画書に係る資料を提出すること。

(5) 管理技術者及び主任技術者の資格要件等

ア 管理技術者は、一級建築士の資格を有する者であること。

イ 建築（総合）主任技術者は、一級建築士の資格を有する者であること。

ウ 建築（構造）主任技術者は、構造設計一級建築士の資格を有する者であること。

エ 電気設備主任技術者は、設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有する者であること。

オ 機械設備主任技術者は、設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有する者であること。

カ コスト管理主任技術者は、公益社団法人日本建築積算協会が認定するコスト管理士又は建築積算士の資格を有する者であること。

※エ、オの主任技術者のどちらか一方は、設備設計一級建築士の資格を有すること。

キ 「厚木市複合施設基本設計等業務委託に係る公募型プロポーザル」における参加表明書の提出時に提案された業務実施体制により当該業務を履行すること。ただし、やむを得ない場合は、発注者と協議の上、業務実施体制を変更することができる。

(6) 資料の貸与及び返却

ア 業務を進めるに当たっては、発注者から次のものの貸与等を受けるものとする。

- (ア) 敷地測量図
- (イ) 地盤調査報告書
- (ウ) 保健福祉センター既存図
- (エ) 保健福祉センター長寿命化計画書
- (オ) ペDESTリアンデッキ既存図
- (カ) オフィス環境調査報告書
- (キ) 厚木市複合施設等整備条件
- (ク) 複合施設面積表（案）
- (ケ) 厚木市新庁舎総合窓口・執務環境整備検討資料
- (コ) 連携機能と、新たな図書館・未来館の可能性検討資料
- (ク) オフィスの考え方
- (シ) 中町第2-2地区周辺街区整備検討業務委託報告書
- (ス) 県必要面積及び仕様書（案）

イ 貸与された資料は、紛失、汚損しないように取り扱うものとする。また、これを貸与し、又は複製してはならない。ただし、発注者の同意を得た場合はこの限りでない。

ウ 貸与された資料は、業務終了後に、速やかに発注者へ返却すること。

エ 発注者が貸与する以外の業務に必要な資料は、受注者がその収集、整理等を行うものとし、発注者は業務の遂行に協力するものとする。

(7) 打合せ及び議事録

ア 打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

- (ア) 業務着手時
- (イ) 定例会議時（月2回程度）
- (ウ) 監督員又は管理技術者が必要と認めた時
- (エ) その他

イ 受注者は、設計及び積算業務の進捗状況に応じて中間報告をし、十分な打合せを行うものとする。また、発注者が進捗状況の報告を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

ウ 打合せ方法については、原則、対面で実施するものとするが、発注者がやむを得ないと認める場合には、その内容に応じてテレビ会議等によることを可とする。その場合のテレビ会議等に必要な機材等（テレビ会議等を行うための通信回線を含む。プロジェクタ及びスクリーンを除く。）については、受注者において用意する。

エ 打合せには、発注者が任意に本市の関係職員を同席させることができる。

オ 打合せに要する資料は、原則、受注者が作成するものとするが、発注者と受注者との間で協議の上、作成主体を変更することができる。

カ 受注者は、関係機関と打合せを行うときは、その内容について事前に監督員と協議すること。また、打合せの内容及び結果については、打合せ記録簿を作成し、速やかに監督員に報告すること。

(8) 建築材料等の選定

ア 無石綿化への対応

使用する全ての建築材料は、石綿を原材料としていないものを用いること。

イ 建築材料の使用制限

本市ホームページに掲載されている「化学物質の抑制措置に対する特記仕様書（設計委託用）」を参照し、設計を行うに当たり適切な建築材料等を選定すること。

※ URL

<http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/machiit/kaihatsu/kouji/d020832.html>

(9) その他業務の履行に係る条件等

ア 成果物の提出場所 厚木市市街地整備課

イ 成果物の提出時期

基本設計図の提出時期 令和4年6月30日まで

基本設計成果図書の提出時期 令和4年9月30日まで

ウ 成果物の取扱い

提出されたCADデータについては、当該施設に係る実施設計業務の設計者、DB事業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

エ 写真の著作権の権利等

受注者は、写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

(ア) 写真は、本市が行う事務並びに厚木市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

(イ) 次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合はこの限りではない。

a 写真を公表すること。

b 写真を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。

オ 本業務の受注者には、その業務の取組姿勢や遂行状況等を勘案の上で、本業務終了後、複合施設の実実施設計業務（複合施設建築（総合）設計等）（※2）、（仮称）実施設計分割型DBに関する建設工事監理業務の別途随意契約を予定している。ただし、予算の議会承認等手続により決定するものとする。

※2 実施設計業務（複合施設建築意匠設計等）の内容

複合施設建設に係る建築（総合）設計業務（外構整備及びその他の附属施設を含む）

複合施設建設に係る建築（総合）設計と（仮称）実施設計分割型DB内実施設計業務（構造・電気設備・機械設備）との調整業務

3 成果物、提出部数等

成果物の提出形態については、次によるもののほか、電子媒体に収めてあるものについては別途、紙媒体によりまとめたものを1部提出すること。

成果物		要求事項	提出形態				部数
			成果図書	電子媒体(CD-R)※1			
				対象	フォルダ名	ファイル形式	
建築 (総合)	○	基本設計説明書	A4	②	PHOTO	別途指示	2部
	○	建築（総合）設計図	A2	対象	DRAWING	別途指示	1部
			A3	対象	REPORT	PDF	1部

		⑤配置図 ⑥各階平面図 ⑦断面図 ⑧立面図 ⑨建具表 ⑩外構計画図 ⑪仮設計画図 等						
	○	工事費概算書	工事費（税抜「共通費込み」）	A4	—	—	—	2部
建築（構造）	○	構造計画説明書	構造設計概要書	A4	—	—	—	2部
	○	建築（構造）設計図	予定価格の作成に必要な図書 例： ①伏図（各階） ②軸組図 ③部材断面表 等	A2	対象	DRAWING	別途指示	1部
				A3	対象	REPORT	PDF	1部
	○	工事費概算書	工事費（税抜「共通費込み」）	A4	—	—	—	2部
	○	電気設備計画説明書	電気設備設計概要書	A4	—	—	—	2部
	○	電気設備設計図	予定価格の作成に必要な図書 例： ①電気設備系統図 ②電気設備機器平面図（各階） ③電気設備リスト 等	A2	対象	DRAWING	別途指示	1部
A3				対象	REPORT	PDF	1部	
○	工事費概算書	工事費（税抜「共通費込み」）	A4	—	—	—	2部	
電気設備	○	給排水衛生設備計画説明書	給排水衛生設備概要書	A4	—	—	—	2部
	○	給排水衛生設備設計図	予定価格の作成に必要な図書 例： ①給排水衛生設備系統図 ②給排水衛生設備機器平面図（各階） ③給排水衛生設備機器リスト 等	A2	対象	DRAWING	別途指示	1部
				A3	対象	REPORT	PDF	1部
	○	工事費概算書	工事費（税抜「共通費込み」）	A4	—	—	—	2部
	○	空調換気設備計画説明書	空調換気設備設計概要書	A4	—	—	—	2部
	○	空調換気設備設計図	予定価格の作成に必要な図書 例： ①空調換気設備系統図 ②空調換気設備機器平面図（各階） ③空調換気設備機器リスト 等	A2	対象	DRAWING	別途指示	1部
A3				対象	REPORT	PDF	1部	
○	工事費概算書	工事費（税抜「共通費込み」）	A4	—	—	—	2部	
給排水衛生設備	○	給排水衛生設備計画説明書	給排水衛生設備概要書	A4	—	—	—	2部
	○	給排水衛生設備設計図	予定価格の作成に必要な図書 例： ①給排水衛生設備系統図 ②給排水衛生設備機器平面図（各階） ③給排水衛生設備機器リスト 等	A2	対象	DRAWING	別途指示	1部
				A3	対象	REPORT	PDF	1部
○	工事費概算書	工事費（税抜「共通費込み」）	A4	—	—	—	2部	
空調換気設備	○	空調換気設備計画説明書	空調換気設備設計概要書	A4	—	—	—	2部
	○	空調換気設備設計図	予定価格の作成に必要な図書 例： ①空調換気設備系統図 ②空調換気設備機器平面図（各階） ③空調換気設備機器リスト 等	A2	対象	DRAWING	別途指示	1部
				A3	対象	REPORT	PDF	1部
○	工事費概算書	工事費（税抜「共通費込み」）	A4	—	—	—	2部	
昇降機等設備	○	昇降機等設備計画説明書		A4	—	—	—	2部
	○	昇降機等設備設計図		A2	対象	DRAWING	別途指示	1部
				A3	対象	REPORT	PDF	1部

その他	○	昇降機等設計概要書						
	○	工事費概算書	直接工事費	A4	—	—	—	2部
	○	各種技術資料						
	○	開発許可申請図書一式		適宜	—	—	—	必要部数
	○	ZEB導入検討書		適宜	—	—	—	3部
	○	CASBEEかながわ導入検討書		適宜	—	—	—	3部
	○	SDGs導入検討資料		適宜	—	—	—	必要部数
	○	ライフサイクル評価手法を用いた検討資料		適宜	—	—	—	必要部数
	○	電波障害机上検討書		適宜	—	—	—	3部
	○	庁内協議資料		適宜	—	—	—	必要部数
	○	執務リフト検討資料		適宜	—	—	—	必要部数
	○	概略工事工程表		A3	対象	DRAWING	別途指示	2部
資料	○	各種技術資料	経済比較や工法検討資料等	A4	—	—	—	2部
	○	打合せ記録簿		A4	—	—	—	1部

(注) 建築（構造）の成果物は、建築（総合）基本設計の成果物の中にも含めることができる。

その他、成果物のうち提出形態の指定のないものについては、別途監督員と協議の上、決定するものとする。

※ 電子媒体により納品する成果品については、一覧表にある名称フォルダを作成し、電子データファイルを指定されたファイル形式により格納すること。また、ラベルの作成については、別途指示する。